

東京大学コンプライアンス基本規則

平成23年3月24日

役員会議決

東大規則第64号

[沿革](#)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 コンプライアンス推進体制（第4条—第8条）
- 第3章 コンプライアンス事案の防止活動（第9条・第10条）
- 第4章 コンプライアンス事案の報告（第11条）
- 第5章 コンプライアンス事案の通報（第12条—第16条）
- 第6章 コンプライアンス事案の調査（第17条—第23条）
- 第7章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく公益通報者の保護に資するとともに、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 役員とは、[東京大学基本組織規則](#)（平成16年4月1日東大規則第1号。以下「基本組織規則」という。）第2章第1節に掲げる役員をいう。
- (3) 教職員等とは、基本組織規則第2章第2節に掲げる教職員及び派遣職員をいう。
- (4) 学生とは、本学の規則に基づき、入学、聴講又は履修を許可された者をいう。
- (5) 本学の構成員とは、役員、教職員等及び学生をいう。
- (6) 本学の構成員に準ずる者とは、本学の構成員以外の者であって、本学の経営及び教育研究活動に参画又は従事するものをいう。
- (7) 本学の構成員等とは、本学の構成員及び本学の構成員に準ずる者をいう。
- (8) 部局とは、基本組織規則第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校、医学部附属病院及び医科学研究所附属病院をいう。

(9) コンプライアンス事案とは、本学の構成員が法令又は本学の規則に違反し又は違反するおそれのある事実及び本学の構成員に準ずる者が、本学の経営及び教育研究活動に参画又は従事する場合において、当該参画又は従事する活動に関連して法令又は本学の規則に違反し又は違反するおそれのある事実をいう。

(10) 法務本部とは、本学におけるリーガルマネジメント体制の構築に資する業務を行う組織として、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される組織をいう。

(本学の構成員の責務)

第3条 本学の構成員は、東京大学憲章の定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

第2章 コンプライアンス推進体制

(最高責任者)

第4条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、総長とする。

(総括責任者)

第5条 本学に、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、法務本部と連携し、コンプライアンス事案への対応に関して理事を統括する。

3 総括責任者は、総長が指名する理事をもって充てる。

(推進責任者)

第6条 部局に、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮させるため、別表第1に定めるコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 理事は、所掌する事項に関するコンプライアンス事案について、前項に定める推進責任者の職務遂行を監督する。

(コンプライアンス総括会議)

第7条 本学に、コンプライアンス総括会議（以下「総括会議」という。）を置く。

2 総括会議は、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行うとともに、必要に応じて適切な措置（内部監査の実施を含む。）について総長に意見を述べるものとする。

3 総括会議は、総括責任者、理事及び総括責任者が指名する者をもって組織する。

4 総括会議に議長を置き、総括責任者をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、総括会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(法務本部)

第8条 法務本部は、総括会議の運営に関する企画調整を行うほか、第17条第1項に基づ

き総括責任者が自ら行う調査に関する実務を総括する。

第3章 コンプライアンス事案の防止活動 (教育及び研修)

第9条 総括責任者は、法務本部と連携し、コンプライアンス事案を防止する観点から、本学の構成員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

(内部監査)

第10条 総長は、必要に応じ、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を実施するものとする。

2 総括責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

第4章 コンプライアンス事案の報告 (報告)

第11条 教職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者にその内容を報告するものとする。

2 学生は、コンプライアンス事案を知ったときは、速やかに所属する部局の教職員等にその内容を報告するよう努めるものとする。

3 前2項の報告を受けた教職員等は、当該コンプライアンス事案について、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、速やかに当該業務を所掌する理事又は副学長（以下「理事等」という。）に報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた理事等又は自らコンプライアンス事案を把握した理事等は、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

6 第1項及び第2項の場合において、報告を行わない合理的な理由があるときは、その報告に代えて、次条の規定により通報し、又は第14条の規定により申立てを行うことができる。

第5章 コンプライアンス事案の通報等 (通報)

第12条 次に掲げる者は、コンプライアンス事案を把握したときは、その旨を別表第2に掲げる通報窓口に通報することができる。

- (1) 本学の構成員等
- (2) 当該通報の日前1年以内に本学の教職員等であった者
(情報提供)

第13条 前条の規定は、前条各号に掲げる者以外の者が、当該コンプライアンス事案に係る情報提供を目的として、別表第2に掲げる各通報窓口を利用することを妨げるものではない。

(申立て等)

第14条 コンプライアンス事案のうち、ハラスメントその他の別表第3に掲げる窓口が所掌する事案にかかる申立て等については、東京大学ハラスメント防止委員会規則その他別に定めるところによる。

(窓口の連携)

第15条 別表第2及び別表第3に掲げる窓口（以下「各窓口」という。）は、コンプライアンス推進の目的のため、適切に連携を図るものとする。

2 各窓口を所掌する理事等は、通報又は申立て等を受けたときは、当該コンプライアンス事案のうち重要なものについて、速やかに総括責任者へ報告しなければならない。

(報告者の責務)

第16条 コンプライアンス事案に係る報告、通報又は申立て等（以下「通報等」という。）を行う者（以下「通報者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

第6章 コンプライアンス事案の調査

(本学の構成員等に係る調査の手續)

第17条 本学の構成員等（学生を除く。）に係る第11条第5項又は第15条第2項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者又は当該業務を所掌する理事等に調査を要請するものとする。ただし、総括責任者が直轄の委員会を新たに設置するなど、自ら調査を行うことを妨げない。

2 推進責任者、理事等又は総括責任者は、前項の調査を行うにあたり、必要に応じて、専門的な知見を有する学外者の参画を得るなど、その客観性及び公正性を確保するよう努めるものとする。

3 推進責任者又は理事等は、第1項の調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

4 教職員等は、第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。

5 総括責任者は、第1項の調査の結果に基づき、総長に対して、コンプライアンス事案の

事実関係に係る報告及び再発防止策に関する具申等の適切な対応をとるものとする。

6 総括責任者は、第1項の調査の結果により必要と認める場合には、懲戒の手續に移行させることについて懲戒を担当する理事と協議の上、総長に具申する。

7 その他各窓口の運営及び推進責任者又は理事等が行う調査の手續等については、各窓口を設置する根拠となる規則の定めるところによる。

(学生に係る調査の手續)

第18条 学生に係るコンプライアンス事案については、当該学生の所属する部局の長の責任において、教育的な配慮に立ちつつ、調査を適切に実施するとともに、その結果に基づき、必要な教育指導を行うものとする。

2 当該部局の長は、前項の調査の結果により懲戒の対象となりうる行為があると認めた場合は、東京大学学生懲戒処分規程に基づき、総長に対する意見の通知等適切な対応をとらなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第19条 本学の構成員等は、コンプライアンス事案の通報等を行ったこと又は当該事案に係る調査に協力したこと等を理由として、通報者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者(以下「通報者等」という。)に対して不利益な取扱い等をしてはならない。

2 通報者等は、前項に違反する取扱いを受けたと思料するときは、総括責任者に救済を図るよう申し立てることができる。

3 総括責任者、理事等又は推進責任者は、第1項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本学が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、前項の申立ての内容が事実であると認めるときは、本学が取り得る限りの救済のための適切な措置をとるものとする。

(被通報者等に対する配慮)

第20条 本学の構成員等は、通報等の対象となった者並びに当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者(以下「被通報者等」という。)の名誉、プライバシー等を不当に侵害してはならない。

2 総括責任者、理事等又は推進責任者は、前項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本学が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、通報等に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者等の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他被通報者等の名誉を回復するために本学が取り得る限りの必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持義務)

第21条 本学の構成員は、通報者等を特定させる情報、その他当該コンプライアンス事案について知り得た秘密を正当な理由無く漏らしてはならない。本学の構成員でなくなった後も、同様とする。

2 本学の構成員は、本学の構成員に準ずる者が、通報者等を特定させる情報、その他当該

コンプライアンス事案について知り得た秘密を正当な理由無く漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 本学の構成員等は、正当な理由無く、通報者等を特定しようとしてはならない。

4 総括責任者、理事等又は推進責任者は、前3項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本学が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、前3項の規定に違反する事実を認めるときは、本学が取り得る限りの救済のための適切な措置をとるものとする。

(総長が行う措置)

第22条 総長は、第17条第5項及び第6項並びに第18条第2項に基づく報告、具申又は通知を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

(説明責任の履行)

第23条 コンプライアンス事案については、法令に基づいて関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

2 総括責任者は、別表第2に掲げる通報窓口の運用実績の概要について、適正な業務の遂行等に支障がない範囲において学内に周知するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月28日東大規則第8号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月28日東大規則第9号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日東大規則第12号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日東大規則第15号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日東大規則第69号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日東大規則第71号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月15日から施行する。

[別表第1 \(第6条関係\)](#)

[別表第2 \(第12条関係\)](#)

[別表第3 \(第14条関係\)](#)

沿革

東京大学コンプライアンス基本規則

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽ 第1章 総務

沿革情報

◆平成23年03月24日 役員会議決

◇平成23年03月28日

◇平成23年06月23日

◇平成23年07月26日

◇平成23年09月27日

◇平成24年03月29日

◇平成24年06月28日

◇平成25年02月21日

◇平成25年03月28日

◇平成25年06月27日

◇平成25年07月25日

◇平成26年03月27日

◇平成26年06月26日

◇平成26年09月02日

◇平成27年03月26日

◇平成28年02月16日

◇平成28年03月23日

◇平成28年04月14日

◇平成28年05月19日

◇平成28年06月23日

◇平成28年09月29日

◇平成28年11月24日

◇平成29年01月30日

◇平成29年03月30日

◇平成29年06月29日

◇平成29年09月28日
◇平成29年10月26日
◇平成29年12月20日
◇平成30年01月29日
◇平成30年03月29日
◇平成30年06月28日
◇平成31年02月01日
◇平成31年03月29日
◇平成31年04月25日
◇令和元年09月30日
◇令和元年11月28日
◇令和02年01月30日
◇令和02年03月31日
◇令和02年11月26日
◇令和03年01月21日
◇令和03年03月30日
◇令和03年06月24日
◇令和03年11月25日
◇令和04年03月24日
◇令和04年05月19日
◇令和04年06月30日
◇令和04年10月18日
◇令和04年10月27日
◇令和05年03月23日
◇令和05年09月21日
◇令和06年03月29日
◇令和06年05月31日
◇令和06年09月30日
◇令和07年01月15日